

令和5年度 海匝農業事務所 事業概要



千葉県海匝農業事務所

本所 〒289-2141 千葉県匝瑳市八日市場ハ671

総務課・地域整備課・指導管理課・大区画基盤整備課 TEL0479(72)1556

分庁舎 〒289-2504 千葉県旭市二の1997-1

企画振興課 TEL0479(62)0156 改良普及課 TEL0479(62)0334

はじめに

海匝地域は、大消費地である首都圏に隣接し、豊かな土地資源と温暖な気候に恵まれた環境のもと、農業に携わる皆様方のたゆみない努力により、農業産出額（令和3年度）が県産出額の約2割を占め、全国第6位の本県農業の主要な一翼を担うとともに、全国の市町村別農業産出額（令和3年）においては、旭市は第11位、野菜部門では旭市が第11位、銚子市は第15位、さらに、豚部門では旭市が第3位など、全国有数の農業地域となっています。

しかしながら、昨今の農業・農村を取り巻く環境は大きく変化し、農業従事者の減少や担い手の高齢化、集落機能の低下等が進む一方で、スマート農業などの先端技術の導入が進んでいます。また、近年は気象災害の激甚化・頻発化や高病原性鳥インフルエンザなど急性悪性家畜伝染病の発生等、厳しい状況にあります。

このような中、県農林水産部では、「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」を実現するための具体的な取組を示す「千葉県農林水産業振興計画」（2022～2025）に基づき、「力強く、未来につなぐ 千葉の農林水産業」を目標に掲げ、次世代を担う人材の育成・確保や、農林水産業の成長力の強化等の施策を展開し、農業者の所得向上に向けた取組を進めることとしております。

当農業事務所におきましても、この計画を地域として推進するため、当地域の実情に即した第6次「海匝地域農林業振興方針」（2022～2025）に基づき、『「食の宝庫 海匝」の飛躍』を目指しております。

本振興方針に基づき、次世代を担う人材の育成・確保、スマート農業の加速化、生産基盤の強化・充実及び危機管理体制の強化など、各施策の推進に取り組んでまいります。

引き続き、皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年4月

千葉県海匝農業事務所長 鈴木 清次

目 次

はじめに	1
目 次	2
I 海匠地域農業の概要	3
II 海匠農業事務所の概要	5
1 組織図	5
2 職員の配置状況	6
3 主な事務分掌	7
III 海匠地域農林業振興方針の概要	8
IV 各課の事業概要	1 1
1 企画振興課	1 1
2 改良普及課	2 2
(基盤整備関係)	
3 地域整備課	2 5
4 指導管理課	3 1
5 大区画基盤整備課	3 6
事業概要図	4 0
基盤整備事業一覧表	4 1
[参考資料]	
1 農業産出額	4 2
2 主要農作物作付面積	4 4
3 家畜飼養数	4 5
(参考) 主要指標に係る項目の解説	4 6

I 海匠地域農業の概要

1 立地条件

当管内は3市からなり、千葉県北東部で東京からの直線距離で約70～100kmに位置しています。九十九里海岸に接する「海岸砂地地帯」と広大な干潟耕地を含む「沖積平坦地帯」及びその後背地に位置する洪積関東ローム層の「北総東部台地地帯」に大別でき、気温は年平均で16℃前後、年間降雨量は1,700mm前後で積雪はほとんど見られず、海洋性気候により温暖な気候です。

○管内市町 銚子市、旭市、匝瑳市

(土地改良事業の所管区域: 香取市、東庄町、多古町、横芝光町の一部を含む4市3町で構成)



2 農業構造

令和4年の管内の耕地面積は13,860haで、田7,624ha、畑6,250haで田面積の比率(55%)がやや高くなっています。耕地面積は県全体の11.4%を占め県内第4位の広さですが、管内総面積に対する耕地面積割合は43.8%(県平均23.6%)で県内第1位です。

令和2年の農家数は4,511戸となっており、うち販売農家は3,756戸(83.3%)、自給的農家755戸(16.7%)で、農業経営体数3,899のうち、販売額3千万円以上の農業経営体数は493(12.6%)で、県全体の34.2%を占め、県内で最も高い割合となっています。

3 農業産出額等

令和3年の農業産出額(令和3年市町村別農業産出額(推計))は767億円で、県全体の22.1%を占めており、県内第1位となっています。

部門別では、野菜307.5億円(40.0%)、畜産361.9億円(47.1%)、米57.5億円(7.4%)で、野菜と畜産で9割近くを占めています。県内順位は、野菜、畜産がともに第1位、米は第4位となっています。

4 地区別の特産品

地区別に生産物の特徴をみると、銚子市・旭市の北総東部台地地帯では、露地野菜(キャベツ、だいこん、メロン、パセリ、スイートコーン等)を、旭市の海岸砂地地帯では施設野菜(きゅうり、トマト、いちご)を主体とした産地が形成されています。また、畜産は養豚、養鶏を主体に全域で盛んです。さらに、旭市では米と施設花き、匝瑳市では、ねぎ・ピーマン・米・植木類など、地域の特徴を生かした農業生産が活発に展開されており、水田では、旭市と匝瑳市において耕畜連携による飼料用米やWCS用稲等の生産が積極的に行われています。

5 海匠地域農業の主要指標

項目	年	銚子市	旭市	匠瑳市	海匠地域	千葉県	海匠割合	県内順位
世帯数(戸)	R5	25,233	24,764	12,920	62,917	2,836,627	2.2%	6
人口(人)	R5	55,467	62,297	33,702	151,466	6,272,144	2.4%	6
農家数(戸)	R2	951	2,194	1,366	4,511	50,826	8.9%	8
販売農家数(戸)	R2	857	1,847	1,052	3,756	34,261	11.0%	4
自給的農家数(戸)	R2	94	347	314	755	16,565	4.6%	10
農業経営体数	R2	875	1,934	1,090	3,899	35,420	11.0%	4
経営耕地3ha以上農業経営体数	R2	243	433	242	918	5,820	15.8%	4
販売額3千万円以上農業経営体数	R2	155	285	53	493	1,441	34.2%	1
個人経営体のうち主業経営体数	R2	614	913	299	1,826	9,114	20.0%	2
経営耕地のある農業経営体数(経営体)	R2	841	1,854	1,060	3,755	34,544	10.9%	4
一農業経営体当たり経営耕地面積(ha)	R2	2.54	2.63	2.87	2.68	2.22	—	2
農業従事者数(人)	R2	2,321	5,016	2,514	9,851	83,894	11.7%	4
基幹的農業従事者(人)	R2	2,086	3,798	1,417	7,301	50,328	14.5%	2
基幹的農業従事者中65歳以上の割合(%)	R2	43.9%	54.5%	64.5%	53.4%	67.0%	—	10
総面積(ha)	R4	8,420	13,045	10,152	31,617	515,674	6.1%	10
耕地面積(ha)	R4	2,520	6,270	5,070	13,860	121,500	11.4%	4
田(ha)	R4	534	3,890	3,200	7,624	72,100	10.6%	4
畑(ha)	R4	1,990	2,380	1,880	6,250	49,400	12.7%	3
耕地面積/総面積(%)	R4	29.9	48.1	49.9	43.8	23.6	—	1
農業産出額(億円)	R3	194.9	448.1	124.4	767.4	3,471	22.1%	1
米(億円)	R3	4.1	29.2	24.2	57.5	466	12.3%	4
野菜(億円)	R3	133.9	149.4	24.2	307.5	1,280	24.0%	1
畜産(億円)	R3	55.0	245.8	61.1	361.9	1,094	33.1%	1
基盤整備率(%)	R4	21.9	65.4	39.5	54.5	50.4	15.2	2
田(%)	R4	22.1	79.4	35.7	61.2	57.9	13.1	3
畑(%)	R4	21.8	38.9	47.3	44.1	33.6	23.5	2
水稻(子実用)作付面積(ha)	R4	438	2,870	2,400	5,708	47,700	12.0%	4
乳用牛飼養頭数(頭)	R2	1,346	1,259	1,109	3,714	26,931	13.8%	—
肉用牛飼養頭数(頭)	H22※	4,567	7,150	5,074	16,791	41,003	—	—
豚飼養頭数(頭)	R2	12,680	249,202	23,222	285,104	575,219	49.6%	—
採卵鶏成鶏めす羽数(千羽)	R2	1,008	1,673	1,169	3,850	13,365	28.8%	—

※世帯数、人口 「千葉県毎月常住人口調査 R5.1.1現在」

※農家数、農業従事者等 「2020年農林業センサス」

※総面積 「令和4年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)」国土地理院

※耕地面積等 「農林水産統計」

※各市農業産出額 「市町村別農業産出額(推計)」(農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果)(農林水産省)、県農業産出額 「農林水産統計」

※水稻作付面積 「作物統計」

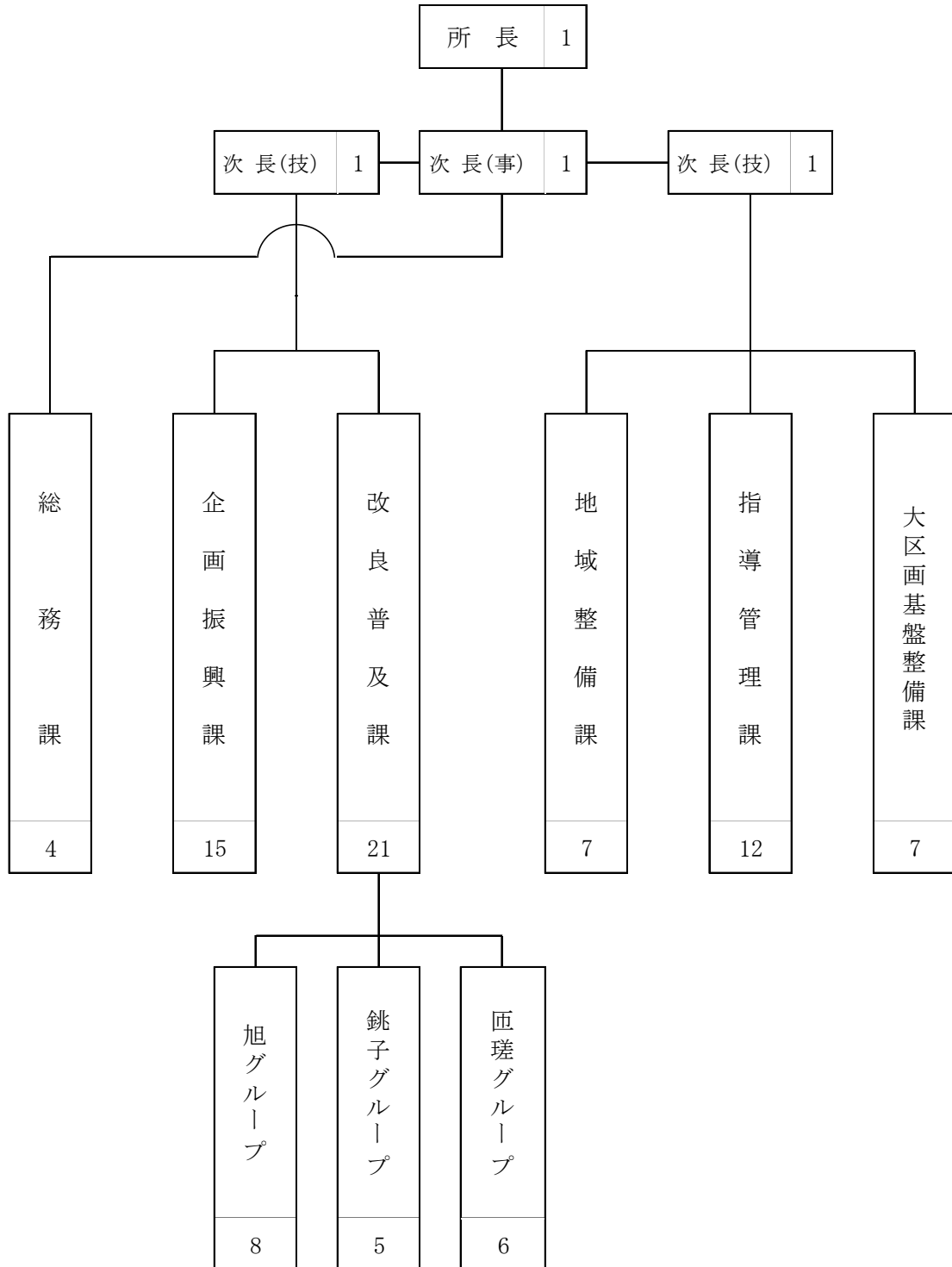
※家畜飼養数 「2020年農林業センサス」(肉用牛の管内飼育頭数は、2010農林業センサス(2020は秘匿あり))

II 海匠農業事務所の概要

1 組織図

令和5年4月1日現在

[職員数 70 人]



2 職員の配置状況

令和5年4月1日現在

区分	所長		次長		課長・ 主幹・ 主席普及 指導員		副主幹		グループ リーダー・主 任上席普及 指導員		主 査		上 普 指 導 員		副主査		普 及 指 導 員		主事・ 技 師		普 及 技 術 員		会計 年度 職員		計		合 計
	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事	技	
—	1	1	2																						1	3	4
総務課																					4				4		4
企画振興課					2	1	2				2						1	2			2	3			4	11	15
改良普及課					2					5																21	21
内 訳					2																					2	2
										1				2												8	8
										2				1												5	5
										2				1												6	6
地域整備課					1												1									7	7
指導管理課					1	1	1										1				2	4			5	7	12
大区画基盤整備課																	2				3				1	6	7
事務・技術別計	1	1	2		6	2	3			5	4		4	4	1	6				8	14			3	15	55	70
合 計	1	3			6	5	5			5	4		4	4	7					22				6	70	70	

3 主な事務分掌

課名	分掌事務
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務所内の総合調整に関すること 2 入札及び契約に関すること 3 土地、建物及び工作物の維持管理に関すること 4 庶務に関すること
企画振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の農業施策の企画立案に関すること 2 園芸振興対策に関すること 3 農産振興対策及び経営所得安定対策に関すること 4 畜産振興対策に関すること 5 農業近代化資金等の制度資金に関すること 6 農産物の販売促進及びグリーン・ブルーツーリズムに関すること 7 食育の推進に関すること 8 ちばエコ農業、環境にやさしい農業及びGAPの推進に関すること 9 食品適正表示及び農薬適正使用に関すること 10 農地集積及び担い手育成確保に関すること 11 農地法及び農業振興地域整備計画に関すること 12 野生鳥獣害対策及び耕作放棄地対策に関すること
改良普及課	<ol style="list-style-type: none"> 1 担い手育成に関すること 2 集落営農に関すること 3 農業経営基盤強化対策に関すること 4 産地づくりに関すること 5 経営に関すること 6 農村女性対策に関すること 7 作物・野菜・果樹・花き・畜産・生活の普及・指導に関すること 8 GAP及びスマート農業に関すること 9 病害虫に関すること 10 環境にやさしい農業に関すること 11 気象・公災害に関すること
旭グループ	旭市担当
銚子グループ	銚子市担当
匝瑳グループ	匝瑳市担当
地域整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域営農団地農道整備事業(東総台地2期地区)の実施に関すること 2 経営体育成基盤整備事業(飯岡西部地区)の実施及び換地に関すること 3 基幹水利施設ストックマネジメント事業(大布川地区、野田地区、新堀川地区)の実施に関すること
指導管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良事業新規地区の調査・計画、完了地区の事業評価に関すること 2 土地改良区に係る事務及び監督指導検査、統合整備に関すること 3 国営造成施設のうち県が管理委託されたものの維持管理に関すること 4 土地改良財産の管理委託及び譲与に関すること 5 事業用地の買収、物件等の補償及び借地に関すること 6 多面的機能支払交付金に関すること
大区画基盤整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域農業基盤緊急整備促進事業(干潟地区)の事業効果(土地利用集積・営農)に関すること 2 経営体育成基盤整備事業(春海・椿海・豊和地区)の実施及び換地に関すること 3 干潟地域の農業経営高度化支援事業等に関すること

Ⅲ 海匝地域農林業振興方針の概要

1 方針の性格

この方針は、『千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～』を実現するための具体的な取組である『千葉県農林水産業振興計画』を踏まえ、海匝地域の農林業振興の取り組む方向を示すものです。

2 方針の期間 2022～2025年度（令和4年度～令和7年度）（第6次方針）

3 基本方向

（1）目 標

力強く、未来につなぐ、海匝の農林業『食の宝庫 海匝』の飛躍

海匝地域の農業は、野菜と畜産で農業産出額の8割以上を占めることから、当地域の農業の更なる飛躍のために、野菜・畜産産地の維持発展とこれらを支える担い手の育成を図ることが重要です。また、生産技術の高度化を図るためのスマート農業の加速化や生産基盤の強化・充実、近年増加している災害への備えも重要となっています。

そのため、当方針においては、『次世代を担う人材の育成・強化』及び『農林業の成長力の強化』のなかの「スマート農林業の加速化」、「生産基盤の強化・充実」並びに家畜の防疫対策を含めた『災害等への危機管理強化』の4本柱を重点に、『市場動向を捉えた販売力の強化』、『地域の特色を生かした農山村の活性化』、そして各部門別の振興策をまとめた『力強い産地づくり』を加えた6つの施策を展開していきます。

（2）6つの施策と基本方向

A 次世代を担う人材の育成・確保

＜目標＞ 農林業経営力の向上と多様な人材の確保・定着

ア 農業経営力の向上

産地を牽引する経営感覚に優れた経営体を育成するため、生産技術の改善、経営面積や生産施設の拡大、雇用労働力の確保に向けた支援を行い、担い手を確保します。また、女性の経営や地域社会への参画や、集落営農組織の法人化を進め、経営の継続的な発展を図ります。

イ 農業を支える多様な人材の確保・定着

新規就農希望者に対し、就農定着までの相談から支援を行い、就農後は農業経営体育成セミナー修了生から、農業士、指導農業士といった段階別のリーダーを育成し、地域農業の核となるよう誘導します。また、地域や農家において、雇用労働力の確保・定着を図るための環境整備を進めます。

ウ 森林・林業を支える多様な担い手の確保・育成 <<省略>>

B 農林業の成長力の強化

<目標> 県内一の農業産出額を支える生産基盤と生産技術の強化

ア スマート農林業の加速化

ICT技術等を活用したスマート農業による超省力化や高品質安定生産等の実現を目指します。また、スマート農業に対する農業者等のニーズを把握するとともに、試験研究機関や民間企業等と連携して、スマート農業技術を組み入れた、現場環境に応じた技術体系の確立と定着を進めます。

イ 生産基盤の強化・充実

競争力を高める基盤整備の推進として、農地の大区画化・汎用化を推進するとともに、用排水施設や農道の整備を推進し、農作業の効率化を図ります。また、基盤整備を契機として、担い手への農地集積・集約化を推進します。

さらに、農業水利施設の機能診断を実施して、機能保全計画を策定し、計画的な補修及び更新により、用排水施設の長寿命化を図ります。

ウ 農地利用の最適化

農地中間管理機構等との連携のもと、人・農地プランや基盤整備事業実施地区における地区内の合意形成等により、担い手や集落営農組織への農地の利用集積を促進します。また、荒廃農地の発生抑制のため地域ぐるみの農地の保全管理活動や、荒廃農地を活用した露地野菜や飼料作物の生産拡大の取組等を支援します。

エ 食の安全確保と消費者の信頼確保

農薬の安全使用や適正な管理が徹底されるよう農薬使用者への立入検査や指導等を行うとともに、農業の持続的発展と環境負荷低減に向けて、基準に沿った適正施肥を推進します。さらに、食品表示に対する消費者の信頼感を確保するため、食品販売店等へ食品表示法に基づく巡回調査を実施し、食品表示の適正化を推進します。

オ 環境に配慮した農林業の推進

地域農業の持続的発展を図るため、「ちばエコ農業」を中心に各種制度を活用して、環境に配慮した農業を推進します。特に、新規の取組や産地での取組について、経営・技術面の支援や産地の情報発信などにより取組拡大を推進します。

C 市場動向を捉えた販売力の強化

<目標> 全国に誇れる豊富な農産物の販売促進と生産体制の強化

ア 需要を捉えた販売の促進

指定産地としての強みを活かした生産体制の強化を図ります。具体的には、集出荷設備の整備支援や販売促進活動の支援を行うほか、輸出なども見据えた力強い産地育成を推進します。

イ 地域資源を活用した需要の創出・拡大

地域資源を活用した6次産業化の推進やブランド力の向上を関係機関と連携して行うことで、新たな販路拡大、特産品の創出を図ります。また、食育と地産地消の推進を通じて、地域の食文化や農産物の知名度向上と、生産者と消費者の相互理解を図ることで、海産農産物のファンづくりを推進します。

D 地域の特徴を生かした農山漁村の活性化

<目標> 農村の多面的機能の維持向上による農村の活性化と有害鳥獣対策

ア 農山漁村を支える活力の創出

農村地域の持つ多面的機能を維持・発揮するため、農業の生産活動等の継続や農村資源の保全・伝承等の取組を行う地域活動について支援します。また、直売所や農業体験施設等の整備・活用と情報発信により、農村の活性化を推進します。

イ 有害鳥獣対策

海匠地域野生鳥獣対策連絡会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、各市の有害鳥獣対策協議会の活動を支援し、防護、捕獲等の対策を推進します。

E 災害等への危機管理強化

<目標> 気象災害及び家畜伝染病等への備えと危機管理体制の強化

ア 台風、豪雨など気象災害への備え

農業用ハウスの強靱化や、ため池の防災対策、排水路・排水機場の整備を進め、風水害への対策を行い、風水害等の被害を最小限に抑えます。また、農業収入保険等のセーフティーネットを推進するとともに、発災後の経営継続及び再開を支援します。

イ 家畜伝染病への備え

飼養衛生管理基準の遵守の徹底により家畜伝染病の発生予防を推進します。また、豚熱対策として、ワクチンの接種や、野生イノシシの侵入防止対策を推進します。

加えて、家畜共済や互助基金などセーフティーネットを推進するとともに、家畜伝染病発生後の経営継続及び経営再開を支援します。

F 力強い産地づくり

<目標> 地域の強みを生かした産地の強化

ア 園芸振興

施設化の推進や省力機械等の導入による規模拡大、雇用労働力の確保による生産力の強化、災害に左右されない栽培方法の確立を支援します。また、集出荷選果施設等の整備、広域的な産地間連携を推進し、さらに、ICT等を活用したスマート農業の実現や各種検討会等の開催により、産地の維持・発展を進めます。

イ 農産振興

実需者から求められる「売れる米づくり」を推進するとともに、農地の集積・集約化による規模拡大や省力化並びに生産コストの低減など生産体制の整備に取り組みます。また、湿田が多く畜産が盛んな地域特性を生かし、耕畜連携による飼料用米を中心とした新規需要米等の拡大を図る水田農業経営の確立を目指します。

ウ 畜産振興

効率的な飼養管理技術の普及を進めるとともに、施設整備や機械導入を促進し、高収益型畜産の実現を目指します。また、耕種農家と畜産農家の連携強化や飼料生産受託組織の育成を支援し、飼料自給率の向上を図ります。加えて、耕畜連携を推進し、家畜ふん堆肥の利用による資源循環型農業の取組を促進し、環境と調和した畜産経営の展開を進めます。

さらに、高病原性鳥インフルエンザなどの急性悪性家畜伝染病の防疫体制を強化するため、農場HACCPの認証取得を支援し、畜産農家の防疫対策を推進します。

エ 森林・林業振興 <<省略>>

IV 各課の事業概要

1 企画振興課

(1) 園芸

ア 園芸作物の生産振興

本地域の主力である野菜、花き等園芸作物の高品質・安定生産、生産性向上及び経営規模拡大を促進し、園芸産地の生産力強化のため、生産組織及び認定農業者等が実施する生産・出荷に係る機械・施設等の整備やICT等の活用によるスマート農業の取組に対し支援します。また、耕作放棄地を再生し生産拡大を図る取組、植木害虫防除対策等を支援します。

事業名	事業主体	補助率	事業内容
「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業(県単)	農業者団体、認定農業者、等 (予定 52 件)	1/3、1/4 以内*	園芸産地の生産力強化を図るため、ハウス等生産施設及び省力作業機械等の整備や老朽化した園芸施設の改修、園芸におけるスマート農業の導入を支援する。 * 共同利用、スマート農業の導入支援は、補助率 1/3 以内
スマート農業技術高度化産地支援事業	農業者が組織する団体 (予定 2 団体)	1/2 以内	施設園芸におけるスマート農業の導入効果を高めるため、コンサルタントの活用や研修会の開催に係る経費を支援する。
ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業(県単)	市町村 (予定 1 市)	1/2 以内	県の木「イヌマキ」の害虫ケブカトラカミキリの被害拡大を防止するため、防除に対して支援する。
産地生産基盤パワーアップ事業(国庫) ※園芸作物	農業者、農業者団体等 (予定なし)	1/2 以内	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対し総合的に支援する。
施設園芸等燃料価格高騰対策事業(国庫)	農業者が組織する団体 (予定 14 団体)	1/2 以内	農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

イ 農業制度資金の推進(園芸・農産・畜産等共通)

農業経営の近代化、青年農業者の育成等を積極的に進めるために、農業近代化資金、農業改良資金等の制度資金の効率的かつ円滑な運用を図ります。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
農業近代化資金利子補給事業	農業者等	低利子	農業経営の近代化を目指す農業者に対して、農協等の金融機関が融資する施設等整備資金に対し利子補給を行う。(審査会の開催)
農業改良資金貸付事業	エコファーマー等	無利子	農業者が新たな農業部門や加工部門を開始する場合などに必要な資金の貸付を推進する。貸付けは日本政策金融公庫が行い、農業事務所は貸付資格(農業改良措置)の認定審査を行う。

ウ 農業用廃棄物の適正処理の推進

農村環境の保全と資源の有効利用を図るため、農家が各市の廃プラスチック対策協議会を通じて処理する廃プラスチックの処理経費に対して助成し、使用済廃プラスチックの適正処理を推進します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
園芸用廃プラスチック処理対策推進事業(県単)	市町村廃プラ協議会(予定3市)	10円/kg	施設園芸農家等から排出されるプラスチック類の適正処理を推進するため、処理経費(89.6円/kg)に対して支援する。

(2) 農産

ア 農産作物の生産振興

米・麦・大豆・落花生などの産地競争力や優良種子の生産体制の整備に資するため、生産・流通コストの低減や、生産力の強化・拡大を図るために必要な機械・施設等の導入整備を支援する。

また、産地の担い手の労働力不足等の改善を支援し、産地の生産体制を強化するため、スマート農業機械の導入を支援します。

事業名	事業主体	補助率	事業内容
農産産地支援事業(県単)	市町村、農協、営農集団、認定農業者(3戸以上)	1/3以内	<<米産地用>> 1 栽培管理用機械 2 収穫調製用機械 3 直播栽培用機械 4 育苗施設及び設備 5 穀類乾燥調製施設 6 販売・加工関連施設及び設備 7 種子保管施設 8 生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTを活用した機械(但し、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く) 9 上記の附属作業機及び附属施設 ※上記以外に<<麦・大豆・特産産地用>>がある。

イ 経営所得安定対策

経営所得安定対策等に基づき、水田活用の直接支払交付金等の加入促進により、米の生産調整と農家経営の安定化を推進します。

特に、畜産が盛んな地域条件を生かし、畜産農家との耕畜連携のもと、湿田条件下でも転作対応となる新規需要米(飼料用米、WCS用稲等)の作付拡大を推進し、持続できる水田農業の確立を目指します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
経営所得安定対策等(国庫)	農業者等	定額	米・麦・大豆等の価格下落や内外価格差を補てんする交付金を交付するとともに、水田で麦・大豆・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を交付する。 ※水田活用の直接支払交付金等(国から農業者へ直接交付)

飼料用米等拡大支援事業(県単)			水田における農業経営の安定化と生産力確保のため、新規需要米や効率的な土地利用による麦・大豆等の作付を支援する。
①飼料用米等生産支援事業(拡大支援型)	農業者、営農集団等(予定3市)	新たに転換する作物 5,000円以内/10a	水田を有効活用し、事業実施年度に主食用米から非主食用米、麦、大豆、飼料作物及び野菜等へ転換する面積が、前年度と比べ拡大する取組に要する経費の一部に対して補助する。
②飼料用米等生産支援事業(定着支援型)	農業者、営農集団等(予定3市)	飼料用米(多収品種)3,500~1,000円以内、飼料用米(主食用米品種)、米粉用米、WCS用稲2,000~500円以内/10a	水田を有効活用し、湿田でも作付けが可能な飼料用米、米粉用米及びWCS用稲の取組により、国産飼料の増産や小麦粉の代替等としての米粉の生産を促すことを目的とし、継続して取り組む飼料用米、米粉用米及びWCS用稲の作付け(ただし、拡大支援型に該当する取組は除く。)に要する経費の一部に対して補助する。
③担い手水田利活用高度化対策事業	認定農業者、営農集団等(予定2市)	固定団地型 4,000円以内/10a ブロックローテーション型 11,000円以内/10a	麦・大豆・飼料作物、WCS用稲、多収品種の飼料用米等を団地化など高度な土地利用により生産する取組に要する経費の一部に対して補助する。
経営所得安定対策推進事業(国庫)	市町村、農業再生協議会(予定3市)	定額	市及び地域農業再生協議会等の経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進に係る活動等を支援する。
飼料用米・加工用米等流通加速化事業(県単)	農業者、営農集団等	1/3以内	飼料用米、米粉用米及び加工用米等の流通コスト低減のため実需者が求めるフレコン出荷施設等の整備を支援する。

ウ 農産物検査法に係る監視業務

農産物検査員が米の品位規格等を判定し、登録検査機関が証明を行う事務等について、公正かつ円滑な規格取引や品質の改善を促進するため、監視業務を行います。

(3) 畜産

ア 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(クラスター関連事業)

畜産農家をはじめ地域の関係事業者が連携して地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するため畜産クラスター協議会を設置するとともに、地域の畜産の収益力向上を目指す畜産クラスター計画を策定し、その計画の実現に向けた取組を支援します。

事業名	事業主体	補助率	事業内容
施設整備事業(国庫)	個別経営体、法人等 [*] (予定なし)	1/2以内	畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。
機械導入事業(国庫)	個別経営体、法人等 [*] (予定あり)	1/2以内	同計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備と一体性を確保しつつ、収益力強化等に必要な機械のリース導入を支援する。(畜産農家が千葉県畜産協会に直接申請)

調査・実証・推進事業 (国庫)	クラスター協議会 (予定なし)	定額	収益力強化に向けた新たな取り組みを行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援する。 (国の直接採択事業)
-----------------	-----------------	----	---

※ 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体

イ 畜産生産技術体制の確立

海匠地域畜産振興協議会等、団体が主催する各畜種の研修会や共進会への協力を行い、家畜の改良増殖を促進するとともに、飼養管理技術や衛生・疾病対策等の能力・技術の向上、普及・啓発等を図ります。

ウ 自給飼料の生産振興

自給飼料の増産を推進するとともに、耕作放棄地の活用や水田転作による飼料作物生産を促進し、低コスト生産と飼料自給率の向上を図ります。

事業名	事業主体	補助率	事業内容
県産飼料自給体制整備事業 (県単)	営農組合 (3戸以上) 等 (要望1件)	1/3、1/2 以内	自給飼料生産の拡大を行う飼料生産組織等を対象に、飼料作物共同利用機械等の整備を支援する。 ※補助率は生産拡大面積による

エ 家畜排せつ物の適正処理と資源利用の推進

畜産経営に起因する悪臭、水質汚濁、害虫発生等の畜産環境が問題となる中、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜ふん尿の適正処理のより一層の取組強化を図るとともに、耕種農家との連携により良質な家畜ふん堆肥の生産と利用を促進します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
さわやか畜産総合展開事業 (県単)	営農集団(3戸以上)、農業者等 (要望1件)	1/5 以内 ※県補助の1/2 以上の市補助必要	悪臭、水質汚濁等の畜産経営に起因する環境汚染問題の発生を防止するとともに、たい肥の利用促進を図るため、営農集団等が行う家畜ふん尿処理施設・機械の整備を支援する。

(4) 販売促進・輸出拡大

ア 「地産地消」の推進

新鮮でおいしく安全・安心な海匠地域の農産物を地域内に提供する「地産地消」の取組を推進し、各種イベント等での効果的な販売促進活動により、農産物の販売・消費拡大を図ります。

イ 多様な販売促進活動の支援

生産者団体等が自ら行う県内や全国、又は世界に向けた販売促進活動について、事業計画の策定や効果的・実践的な販売促進活動を支援します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
千葉の農林水産物輸出促進事業 (県単・公募型)	生産者団体等 (予定なし)	1/2 以内	輸出による県産農林水産物の販路拡大を図るため、海外での販促活動や新たな商品開発等の取組を支援する。

ウ 「ちばエコ農産物」の販売促進

「ちばエコ農産物」の販売促進を図るため、ちばエコ農産物販売協力店の登録拡大を推進します。

エ 米の消費拡大対策

米を中心とした日本型食生活の見直し・普及と県産米及び米粉の消費拡大を図るため、イベント等を利用して県産米や米粉食品のPR活動を展開します。

オ 食育の推進

地域の実情に即した食育を推進するため、健康福祉、教育、農業の各関係機関の連携のもと、「海匝地域食育推進連絡会議」や「海匝地域食育活動交換会」を開催するとともに、「ちば食育ボランティア」や「ちば食育サポート企業」の協力により学校教育等での食育活動を展開します。

(5) 6次産業化

生産・加工・販売に一体的に取り組む6次産業化や地域食材を利用した商品開発等の取組を推進し、販売拡大による経営強化や産地活性化を支援します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
農業経営多角化支援事業 (県単)	六次産業化法の認定を受けた農業者及び農業者団体等 (要望なし)	1/3 以内 ※市 1/6 以上の上乗せ補助必要	加工や新たな販売方式の導入等の経営の多角化を進めるため、加工・販売等の新たな取組に必要な加工機械・施設等の整備を支援する。
食料産業・6次産業化交付金 (国庫) ① 6次産業化の推進 (ソフト事業) ② 6次産業化施設整備 (ハード事業)	①農業者、農業者の組織する団体、市町村、市町村協議会等 ②法認定を受けた農業者等(融資活用が要件) (予定なし)	①1/3 以内、市町村戦略に基づく取組は1/2 以内 ②3/10 以内、市町村戦略に基づく取組は1/2 以内、上限1億円	①農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化の取組等を支援する。 ②六次産業化法等の認定を受けた農業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、融資を活用して、6次産業化に必要な加工・販売施設等を整備する取組を支援する。

(6) 食の安全・安心

ア 農薬適正使用の推進

農薬の安全かつ適正な使用の確保により、農業生産の安定と健康の保護及び生活環境の保全を図るため、農薬取締法に基づき農薬使用者に対して立入検査を実施するとともに、安全・適正使用に係る普及啓発活動を推進します。

イ 食品表示等の推進

消費者が安全で安心な農林水産物を適切に選択できるよう、食品表示法に基づき、原産地等食品表示に係る相談対応及び販売店への巡回指導を実施し、表示の適正化を推進します。

また、米トレーサビリティシステム法に基づき、飲食店や米販売店等に対して米穀等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達等について巡回指導を実施します。

さらに、食糧法に基づき、食用以外の用途限定米穀の流通の適正化を図るため、飼料用米等生産者に対して立入検査を実施します。

ウ 環境にやさしい農業の推進

(ア) ちばエコ農業・みどりの食料システム法に基づく認定制度等の推進

環境にやさしい農業の推進と消費者が求める「食」の安全・安心への期待に応えるため、化学合成農薬や化学肥料を通常の半分以下で栽培する「ちばエコ農産物」の認証事務等を行います。また、国の制度であるみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定事務を行い、環境にやさしい農業を推進します。

(イ) 「環境にやさしい農業」推進事業

ちばエコ農業、有機農業等の取組拡大のため、IPM技術を実証・検討する取組を推進するとともに、環境にやさしい農業生産技術の導入に伴う機械・施設・資材に係る経費に対して助成します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
「環境にやさしい農業」推進事業(県単)	3戸以上のエコファーマー認定者・ちばエコ農産物取組者・有機JAS認定者で組織する農業者団体(要望1件)	機械・施設 1/2以内 資材 1/3以内	「エコファーマー」「ちばエコ農業」「有機JAS」への新規参入または生産規模拡大を目指す生産者団体が、病虫害防除や土づくり等に必要な機械、施設、資材に係る経費の一部を支援する。

(ウ) 環境保全型農業直接支払交付金

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、化学合成農薬や化学肥料の使用を2分の1以上低減したうえで、これらに効果の高い営農活動に取り組む農業者、及び有機農業に取り組む農業者に対して交付金を交付します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
環境保全型農業直接支払交付金(国庫)	有機農業取組者等	12,000円/10a他 (国1/2、 県1/4、 市1/4)	化学肥料及び化学合成農薬の使用を1/2以上低減したうえで、有機農業に取り組む農業者及び、地球温暖化防止等に効果の高い堆肥の施用等の営農活動に取り組む農業者に対し、交付金を交付する。

(エ) CO₂ゼロエミッション技術支援事業

温暖化防止に向けて、温室効果ガスの削減を図るため、野菜の作付けが行われていない、畑が空いている期間に緑肥作物を栽培し、地中にすき込むことにより土壌への炭素貯留を促進し、かつ、化学肥料・化学合成農薬の使用量の削減に取り組む産地に対し、その経費の一部を助成します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
CO ₂ ゼロエミッション技術支援事業(県単・公募事業)	ちばエコ農業産地等	2,000円/10a以内 他	減農薬・減化学肥料栽培に取り組む産地を対象に、緑肥種子の購入費の一部を補助する。 県が定める化学肥料・化学合成農薬の使用量の2分の1以下で栽培していること等が要件。

(エ) ジャンボタニシ緊急防除対策事業(地域ぐるみで取り組む総合防除対策推進事業)

ジャンボタニシの防除対策は、水田の状況(基盤整備、湿田、用水確保)や生産の状況(経営規模、経営形態、担い手確保等)により異なることから、市町村単位で「地域防除対策協議会」を設置し、地域自らが「総合的な防除対策」を検討、実践効果を確認する取組に対し助成します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
ジャンボタニシ緊急防除対策事業(地域ぐるみで取り組む総合防除対策推進事業)(県単)	市町村ジャンボタニシ防除対策協議会(予定2協議会4地区)	定額	①地域防除対策協議会の設置 ②防除対策推進ほ場の設置 ③総合的な防除対策の取組

エ 農産物放射性物質検査の推進

原発事故に伴う放射能からの農産物の安全性を確認し、風評被害の防止等流通の円滑化を図るため、検査計画作成や農産物放射性物質検査のためのサンプリングなど検査業務を推進します。

オ GAPの推進

農業者の適正な農業生産工程管理であるGAP制度の周知を図り、国際水準GAP(GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP)認証を目指す農業者に対して支援事業の活用によって認証取得を推進するとともに、GAPの面的な広がりを進めるため、推進産地を軸に「するGAP」を支援し、農業生産現場における食品安全や環境保全、労働安全等の確保を図ります。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
千葉県農業生産工程管理推進事業(県単)	農業者等	上限額 GLOBALG. A. P. 295千円 ASIAGAP 150千円 JGAP 130千円	GAP認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用の補助を行う。

(7) 農村の活性化

ア 都市と農山漁村の交流促進

地域資源を活用して、地域の特色を活かした都市と農山漁村の交流活動や地域の活性化を推進するため、直売所研修会やちばの直売所フェアへの参加促進等により、直売所や農業体験施設等の活動を支援します。

(8) 担い手育成

ア 農地中間管理事業、農地集積・集約化対策事業

担い手への農地集積・集約化を進め、経営規模拡大による経営強化を図るため、県農地中間管理機構及び市等関係機関と連携し、農地中間管理事業の利用を促進するとともに、県農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた地域や所有者に対して交付金を交付します。 ※ 千葉県の農地中間管理機構は（公社）千葉県園芸協会

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
機構集積協力金交付事業(国庫)	市町村		担い手への農地集積が円滑に進むよう支援する。
①地域集積協力金	(交付対象地域等)	農地集積率により(新規集積分) ①1.0万円 ②1.6万円 ③2.2万円 ④2.8万円 /10a	農地中間管理機構に、まとまった農地を貸し付けた地域に対して協力金を交付する (地域とは集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域) ※農地集積率 2割超4割以下…① 4割超7割以下…② 7割超8割以下…③ 8割超……………④
②集約化奨励金	(交付対象地域等)	団地面積増加割合により ①1.0万円 ②3.0万円 /10a	農地中間管理機構を通じた貸借により、一定割合以上の農地の集約化に取り組む地域に交付 ※団地面積の割合が ①10ポイント以上増 ②20ポイント以上増または、既に30%以上の地域は1団地あたりの平均面積が1.5倍以上
③経営転換協力金	(交付対象農地集積協力者)	面積単価 1.5万円/10a 上限額 25万円/1戸	経営転換、リタイヤ等を契機として、農地中間管理機構に農地を貸し付け、機構が転貸した農地所有者に対して協力金を交付する。 但し、①または②の申請地域内に限る。

イ 農業経営基盤強化促進対策事業

効率的で安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を市町村長等が認定する「認定農業者制度」を推進するとともに、これらの経営体や法人組織に農地利用を集積することにより、農業者の規模拡大を促進し、農業経営基盤の強化を図ります。

また、銚子市は令和2年3月、旭市は令和2年1月に市全域で「実質化された人・農地プラン」を作成しました。また、匝瑳市は管内を小学校学区で12地区に分けた「実質化された人・農地プラン」を令和3年3月に作成しました。

今後は人・農地プランが法定化された「地域計画」について、都市計画区域を除くエリアに対し、令和6年度中の策定が行われるよう支援します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
地域計画策定推進緊急対策事業(国庫)	市町村、農業委員会(予定1市)	定額	地域計画策定に必要な経費(協議の場合における専門家派遣、目標地図作成等の業務委託など)を支援する。

ウ 農業経営体の育成

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械、施設の導入を支援する。

事業名	概要	助成対象者	補助率等	事業内容
農地利用効率化等支援交付金(国庫) 【融資主体支援タイプ】	融資を受けて、生産の効率化の取組等を実施しようとする農業経営体に対して支援する。	認定農業者、認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者等	3/10 以内等 上限額 300 万円	①農産物の生産その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕 ②農地等の造成、改良又は復旧 【主な要件】 ・個々の事業内容について、単年度で完了すること。 ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。 ・事業の対象となる機械は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。 ・農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
農地利用効率化等支援交付金(国庫) 【先進的農業経営確立支援タイプ】	農業経営体の主体性を発揮した取組、農業経営体と地域との相乗的発展を目指す取組、より規模拡大を図るための取組等を実施しようとする農業経営体を支援する。		3/10 以内等 上限額 ・法人 1,500 万円 ・個人 1,000 万円	

エ 新規就農の支援

新規就農・新規参入農業者等の多様な事情に対応し、就農の円滑化を推進するため、相談窓口となる「新規就農相談センター」を設置します。

また、収入が不安定である就農前後の青年就農者に給付金を給付し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ります。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
新規就農者育成総合対策(国庫)			青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、給付金等を交付する。
①経営発展支援事業	市町村	国 1/2 県 1/4 対象事業費上限 1,000 万円	就農時 49 歳以下の認定新規就農者に対して就農後の経営発展に必要な機械・施設等の導入を支援する。

②経営開始資金	市町村	12.5万円/月(最長3年間) ※前年の世帯所得が600万円以下であること	就農時49歳以下の認定新規就農者に対して最長3年間給付する。
③就農準備資金	県	12.5万円/月(最長2年間)	研修期間中の研修生(就農時49歳以下)に対して最長2年間給付する。

※旧農業次世代人材投資事業(経営開始型)の対象者は旧制度により継続して支援する

オ 集落営農の推進

改良普及課及び基盤各課と連携の上、集落営農組織の設立支援・育成に向けて、集落の合意形成、組織設立等集落営農を段階的に支援します。

(集落営農加速化事業：重点支援対象1か所、推進対象1か所)

カ 農業労働力確保対策

農業労働力の確保・活用対策を進めるため、雇用労働力確保に向けた海匠地域検討会議に参画するとともに、雇用環境等の整備を進めるための事業を活用し、安定した労働力確保に向けた対策を推進します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
農業雇用労働力対策 就業環境整備事業 (県単)	認定農業者 (農業法人・農業者) (予定1件)	1/3以内 個人は 1/4以内	農業者が新たな雇用をすることを前提に、休憩室やトイレなどの就業環境改善施設を整備する際に要する経費を助成する。
農業雇用条件改善 推進事業 (県単・公募型)	認定農業者 (農業法人・農業者)	200千円 (定額)	農業者が就業規則の制定や労働保険の加入など雇用条件の整備やその改善に取り組み、新たな雇用をした場合に補助金を交付する。

キ 優良農地の確保と有効利用の推進

農業生産の基礎的資源である優良農地を確保するため、市農業振興地域整備計画の管理・見直しに当たり、農用地区域内農地の確保と有効利用を図ります。

また、農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整し、その合理的利用を図るため、農地法に基づき農地転用許可(農地法第4・5条)を適正に実施します。

さらに、農地の違反転用の防止対策及び迅速かつ適切な是正措置を講じます。

(9) 耕作放棄地・有害鳥獣対策

ア 耕作放棄地の活用の推進

農地の遊休化が大きな問題となっていることから、耕作放棄地の発生防止を図るとともに、耕作放棄地を再生し活用する取組を支援します。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）（国庫）	農業者、農業者等の組織する団体（予定なし）	定額（1,000万円/年、粗放的利用支援1万円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、5.5/10等	地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援する。

イ 有害鳥獣被害防止対策

野生鳥獣による被害対策を円滑に推進するため、地域連絡会議を開催するなど、野生鳥獣の生息や被害状況などの情報や被害防止対策技術の共有化等を図ります。

事業名	事業主体	補助率等	事業内容
鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）	市町村等（予定なし）	定額 1/2 以内	市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を支援する。 ①箱わな等の捕獲資材の導入、ICT を用いた実証などを支援 ②侵入防止柵等の被害防止施設の整備を支援
獣害と戦う農村集落づくり事業（県単）	市町村等（希望あり）	定額	集落ぐるみで行う、農作物などの被害状況、有害獣出没状況の把握、被害対策計画の策定、また、捕獲、防護、生息環境管理など、被害対策の取組を支援する。

2 改良普及課

「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」を実現するための具体的な取組である「千葉県農林水産業振興計画(令和4年度～7年度)」を踏まえ、県内トップの農業地域であり農業産出額(令和3年度)が県産出額の約2割を占める海匝地域では、「海匝地域農林業振興方針(第6次2022～2025年度)」を策定し、『食の宝庫 海匝』の飛躍を目指しています。

この振興方針に基づき策定した、本普及指導計画では、次世代を担う人材の育成・確保、スマート農業の加速化、生産基盤の強化と生産技術の向上による安定生産を図り、力強い産地づくりを進めます。

課題の解決にあたっては、旭市、銚子市、匝瑳市、ちばみどり農業協同組合等の各関係機関、農業者、農業者団体と十分な連携を図り、課題を共有化し地域活動体制を強化して進めていきます。

(1) 次世代の地域農業を担う人材の育成・確保

新規就農者は、毎年一定数確保が出来ており、農業高校や農業大学校と連携した就農啓発の取組を行っています。新規就農者に対し、農業経営体育成セミナーへの参加を促し、修了後にはスキルアップ研修等で支援し、農業士・指導農業士等段階別リーダーの育成を進めます。

また、次代の農業を担う女性農業者の育成・確保を進めることは喫緊の課題です。そのため、地域や生産組織で対象の掘り起こしを行い、経営参画に向けたセミナーを開催しネットワークづくりを進めます。

(2) 力強い産地づくり

ア 旭市

旭市は、県下有数の施設野菜産地であり、きゅうり・ミニトマトは主要品目です。環境制御技術の導入は広がりを持っています。後継者への技術伝承と連携のあしがりとして、若手生産者の交流による技術研修会を開催し、産地の底上げを図ります。

露地野菜では、キャベツ、リーフレタス等多様な品目が栽培されています。特にメロン・パセリの経営体に対し、省力化栽培技術の確立と導入を進め、生産力の強化を図ります。

花きは切花・鉢物等で多様な品目が生産され販売は個人出荷が主です。生産性向上を目指した環境制御技術等の導入支援と若手生産者のグループ活動を進め産地の活性化を進めます。

水稻は野菜等の専業農家が担い手となっている場合が多く、水田営農の効率化・合理化の意向が強い。現在、基盤整備事業等集落での土地利用の検討を開始した地区を

対象に、関係機関と連携して、地域ぐるみでの農地集約に向けた検討を進めていきます。

イ 銚子市

銚子市は、経営耕地面積の81%が畑地であり、キャベツ・だいこんが主要品目の露地野菜の大産地です。生産者数は減少傾向となっていますが、1経営体当たりの作付面積は拡大が進んでいます。安定生産に向けて、連作による病害虫対策を中心に進めます。さらに規模拡大農家の経営ビジョンの明確化を進め、産地の持続的発展を目指します。

また、露地野菜+施設野菜（トマト、メロン）の経営体も多く、トマトの周年出荷産地として市場から評価を得ており、越冬作では統合環境制御技術が導入されています。機能向上した共同集選果場を活用して出荷量拡大を図り、安定生産のための栽培管理技術改善、若手生産者の育成により経営安定と産地の維持強化を進めます。

ウ 匝瑳市

匝瑳市は、経営耕地面積の62%を水田が占め、早場米地帯という特色を生かして水稻が基幹作物となっています。基盤整備事業導入に向けて、集落の合意形成を図り、また大・中規模経営体と連携して地域の水田農業を維持する体制づくりと担い手の経営安定を図ります。

露地野菜では、ひかりねぎブランド産地として市場からの高い評価を維持するため、課題である豪雨・台風対策技術を検証しネギの安定生産を図ります。また、若手生産者の規模拡大と新規ネギ栽培者の育成を進めます。施設野菜のきゅうりでは、若手生産者の出荷量の維持拡大に向けて栽培技術の向上や省力化を図ります。

植木生産では、輸出を巡る情勢の厳しい中、国内向け生産の増加を図るため繁殖技術改善や害虫防除による安定生産と販売促進を進めます。

(3) 畜産経営体育成の概況と展開方向

管内の畜産は県内トップの生産額を誇り大規模経営体も多く、養豚・肉用牛・酪農・養鶏と多彩な経営が営まれています。飼料価格が高騰していますが、経営を維持するための個別経営課題の解決に向けた支援、生産基盤の強化を支援することで、持続可能な畜産経営体を育成します。さらに、限られた農地での自給飼料生産の拡大の支援や新品目の作付けの検討を提案します。

また、経営基盤が強化されてきたことが後継者の就農に結びついており、後継者に対して、経営に応じた長期ビジョンを描ける能力向上と情報交換を進めることで将来の経営者としての資質向上を図ります。

事業名	事業内容
普及活動強化推進事業	産地の維持・発展を目指して関係団体、生産者組織、関係機関が連携を密にして、産地の担い手の育成、生産力の向上を図る。
現地課題調査研究事業	普及指導活動の技術及び方法について実証試験・実験研究・実態調査等を行うとともに地域農業者等へ働きかけ、その効果を広く地域に普及させながら、活力ある産地育成と地域農業の振興を図る。
集落営農加速化事業	集落内の農業を将来にわたって維持・発展させていく「集落住民の合意に基づく基盤のしっかりとした営農組織」の設立支援・育成を図る。
経営体育成事業	農業を担う経営体を育成するため、就農直後、就農定着後の青年農業者等を対象に、発展段階に応じた啓発、能力向上、組織育成支援、経営改善対策を効果的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保を図る。
ちば新農業人サポート事業	<p>農業を職業として志す新農業人（非農家の就農希望者及び農家の後継者）がしっかりした農業技術と営農計画を身につけ、地域農業の担い手として就農できるよう関係機関等と一体になり支援する。</p> <p>また、農業関係高等学校等との連携により、就農啓発と促進を図る。</p>
アグリウーマンイノベーション事業	<p>次代の農業を担う若手女性農業者の経営参画の促進と地域農業及び産地をリードする女性農業者の育成を図る。また、女性が活躍しやすい環境整備を関係機関等と連携して進める。</p> <p>さらに、女性農業者の社会参画の促進により地域の活性化を図る。</p>

3 地域整備課

(1) 基盤整備の促進

ア ほ場の整備

・経営体育成基盤整備事業 飯岡西部地区・

農業の生産性の向上や、効率的かつ安定的な農業経営を営むためには、良好な営農条件を備えた農地を確保し、有効利用を図ることが重要であります。

このため、地域の特性に応じた自然環境の保全や水田の汎用化、用排水の整備等の農業基盤整備を推進します。

経営体育成基盤整備事業により、区画形状の大区画化、用・排水路、暗渠排水等の整備を総合的に行います。

併せて、地域の担い手の育成を図り、農地利用集積を行い効率的で安定的な農業経営の基盤をつくります。

イ 道路網の整備

地方創生道整備推進交付金（広域営農団地農道整備事業）東総台地2期地区

農村地域は豊かな自然環境に恵まれているとともに、食料生産や環境保全などの機能を有しており、集落が混在していますが、都市地域に比較して生活基盤が遅れています。

このため、農業生産基盤の整備と生活環境基盤の整備を一体的に進める必要があります。

銚子市及び旭市を中心とした東総地域は、県内随一の農業生産額を誇り、水産業においては銚子漁港を擁していることから、首都圏の食料生産基地として大きな役割を果たしています。

しかし、東総地域の台地上の道路は幅が狭い上にカーブも多く、多様な車両が走行することから、農水産物の流通や生活環境に支障が生じています。

このため、「地域再生計画」に基づく道路網の整備を推進します。

ウ 土地改良施設の更新整備

基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード) 大布川地区

基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード) 野田地区

基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード) 新堀川地区

海匝地域では、大利根用水事業等により用排水路、用排水ポンプ場など多くの基幹的な水利施設を整備し、地域農業の発展を支えています。

近年、これらの施設は更新時期を迎えており、補修や補強により施設の長寿命化を図り、更新に係るコストを低減し、現存する施設を有効かつ経済的に活用するストックマネジメント事業を実施します。

(2) 地区別概要

ア 経営体育成基盤整備事業 飯岡西部地区 事業概要

(ア) 目的 本地区は旭市の東部（旧飯岡町）に位置し、昭和20年代後半に整備したままで農耕に支障をきたしています。用排水路は土造りで浅く、区画は10aと狭く、道路は未舗装で狭いため大型農業機械の導入が困難な地区です。

よって、本事業により大区画ほ場に再整備し、大型機械を導入した近代的な営農を実現させると共に、暗渠排水を施工し、農地の高度利用を推進し、担い手育成のための農業生産基盤を確立します。

(イ) 事業概要

受益面積	125.9ha	水田（輪換耕地）	84.5ha
		畑	41.4ha
工事工期	平成22年度から令和7年度		
総事業費	3,436,400千円（負担割合：国50%、県30%、市10%、地元10%）		
令和4年度まで	3,347,967千円 区画整理 123.9ha 暗渠排水 80.6ha		
令和5年度	71,633千円（うちR4から繰越31,633千円） 付帯工、換地等 一式		
進捗率	令和4年度まで 97.4%		
事業概要	区画整理工	125.9ha	
	道路工	17.0km（内、舗装4.5km）	
	用水路工	13.5km（かんがい用パイプライン）	
		揚水機場	4箇所
	排水路工	17.0km	
	暗渠排水工	84.5ha	

- ・担い手数13名
- ・集積率51.8%を目標



<大区画ほ場での稲作>



<用水を安定供給する揚水機場>

イ 道整備交付金 広域営農団地農道整備事業 東総台地2期地区 事業概要

(ア) 目的 本地域は畑作を中心とした県内有数の農業地帯であり、かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業及びほ場整備事業等により生産体系の基盤整備は集約的に実施されてきましたが、流通体系を確立するための柱となる基幹農道が未整備でした。

そこで、銚子市長塚町から東庄町小南地先まで、東総台地を縦貫する動脈的機能を持つ基幹農道を配置し、本地域の生産流通体系を確立し、高生産性農業の展開と併せて農村生活環境の整備を図ります。

(イ) 所在地 銚子市、旭市（旧海上町、旧飯岡町）、東庄町

(ウ) 事業費

全体	1,898,500千円
令和4年度まで	1,480,277千円
	舗装工 439.1m、橋梁工 107m（1箇所）
	進捗率：78.0%
令和5年度	298,422千円（うちR4から繰越85,072千円）
	舗装工 837.9m
費用負担	国 50% 県 35% 市町 15%

(エ) 事業工期 平成29年度～令和5年度

(オ) 事業概要

受益面積	2,590ha（田843ha、畑1,747ha）
農道延長	L=1,384m
道路工	L=1,277m
橋梁工	L=107m（N=1箇所）



< 6号橋梁 >

ウ 基幹水利施設ストックマネジメント事業 大布川地区 事業概要

(ア) 目的 本地区は、大布川上流域の開発により洪水量が増加し、下流域で排水不良や湛水被害が増加したことから、昭和49年度から県営湛水防除事業により排水機場等を整備しました。

事業完了から40年以上経過し、ポンプ設備、電気設備、ゲート、放水路共に老朽化が激しく機能低下が進んでおり、このまま放置すると農地等への湛水被害が懸念され農業経営の安定に支障を来すことが予想されます。

このため、機能保全計画に基づいた対策工事を実施して、ライフサイクルコストを低減し、施設の有効活用と長寿命化を図り、もって地域の農業経営の安定化を図るものです。

(イ) 所在地 山武郡横芝光町尾垂地先

(ウ) 事業費 全体 1,579,700千円
令和4年度まで 748,073千円
進捗率: 47.4% ポンプ設備3台、除塵機4基、ゲート設備1式、電気設備1式
令和5年度 244,924千円 (うちR4から繰越58,870千円)
放水路工 N=1式
費用負担 国 50% 県 25% 市町 25%
※市町は匝瑳市(14.55%)と横芝光町(10.45%)

(エ) 事業工期 平成26年度～令和8年度

(オ) 事業概要 受益面積 957.0ha (水田663.1ha、畑293.9ha)
大布川排水機場
ポンプ設備、電気設備、除塵機、ゲート、放水路、上屋改修



<除塵機>



<4号排水機>

エ 基幹水利施設ストックマネジメント事業 野田地区 事業概要

(ア) 目的 本地区は、上流域の開発により洪水量が増加し、下流域で排水不良や湛水被害が増加したことから、昭和55年度から昭和59年度にかけて県営湛水防除事業により排水機場や排水路を整備しました。

事業完了から30年以上経過し、ポンプ設備、電気設備、ゲート、放流工共に老朽化が激しく機能低下が進んでおり、このまま放置すると農地等への湛水被害が懸念され農業経営の安定に支障を来たすことが予想されます。

このため、機能保全計画に基づいた対策工事を実施して、ライフサイクルコストを低減し、施設の有効活用と長寿命化を図り、もって地域の農業経営の安定化を図るものです。

(イ) 所在地 匝瑳市野手地先

(ウ) 事業費 全体 742,300千円
令和4年度まで 345,817千円
進捗率：46.6% 電気設備1式、ポンプ設備1台
令和5年度 180,000千円 ポンプ設備1台 放流工
費用負担 国50% 県25% 市25%

(エ) 事業工期 平成27年度～令和6年度

(オ) 事業概要 受益面積 128.9ha (水田112.8ha、畑16.1ha)
野田排水機場
ポンプ設備、電気設備、除塵機、ゲート、放流工、上屋改修



<野田排水機場>



<2号排水機>

オ 基幹水利施設ストックマネジメント事業 新堀川地区 事業概要

(ア) 目的 本地区は、千葉県北東部の九十九里海岸に接する匝瑳市を受益とし、新堀川両岸に展開する低平地で、古くから開発された優良な農地でしたが、近年、流域内の開発が進み、新堀川の排水量が著しく増大しました。更に、新堀川の河口閉塞が慢性化し、地区内の地盤沈下が顕著となり排水能力が減少したため、地区内農地だけでなく住宅や公共施設等にも莫大な洪水被害を生じることとなりました。

そのため、昭和51年から7年を費やし、県営湛水防除事業により排水機場及び制水門が新設されましたが、事業完了から30年以上経過し、ポンプ設備、電気設備、ゲート等の老朽化による機能低下が著しく進んでおり、このまま継続的に使用した場合、ポンプの故障等が予測され、受益地内の農地に限らず一般資産や公共資産への湛水被害も懸念されます。

このため、機能保全計画に基づいた対策工事を実施して、機能保全コストを低減し、施設の有効活用と長寿命化を図り、もって、地域の農業経営の持続的発展を図るものです。

(イ) 所在地 匝瑳市今泉地先

(ウ) 事業費 全体 948,300千円
 令和4年度まで 551,080千円
 進捗率：58.1% ポンプ設備2台、電気設備1式
 除塵設備1式
 令和5年度 124,000千円 ポンプ設備1台
 費用負担 国50% 県25% 市25%

(エ) 事業工期 平成28年度～令和7年度

(オ) 事業概要 受益面積 821.0ha (水田496.8ha、畑324.2ha)
 新堀川排水機場
 ポンプ設備(3台)、電気設備、除塵設備、ゲート設備、土木施設



<新堀川排水機場>



<除塵機>

4 指導管理課

(1) 基盤整備の促進

ア 土地改良施設の維持管理

(ア) 基幹水利施設管理事業 <大利根地区>

昭和45年度から平成4年度にかけて国営大利根用水土地改良事業により造成された基幹水利施設のうち、笹川、新川、新宿の各揚水機場と大幹線用水路、西幹線用水路の一部の維持管理を行っています。

(イ) 国営造成施設県管理費補助事業 <大利根地区>

国営大利根用水土地改良事業により造成された新川排水機場の維持管理を行っているもので、排水受益5,832haの湛水被害を未然に防止します。

(ウ) 県営土地改良施設管理事業 (県単)

①大利根地区

県営大利根用水事業及び国営大利根用水土地改良事業により造成された土地改良施設のうち、基幹水利施設管理事業及び国営造成施設管理費補助対象外施設について維持管理を行います。

②東総用水地区

水資源開発公団事業(東総用水事業)により造成された用水施設のうち、幹線水路23.7km及びファームポンド施設18箇所 of 適正な維持管理を行います。

(エ) 水利施設管理強化事業 <大利根地区>

国営大利根用水土地改良事業により造成された土地改良施設の地域における適切な取り組みを促進する観点から、施設管理者の土地改良区と市町が連携して、地域の管理体制の整備を図るものです。

(オ) 国営造成施設管理体制整備促進事業 <大利根地区>

国営大利根用水土地改良事業により造成された土地改良施設の多面的機能の発揮等のために、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県が事業主体となり、施設管理者の土地改良区と市町が連携して、地域の管理体制の整備を図るものです。

(カ) 土地改良施設の維持管理適正化事業

土地改良施設の機能低下の防止、機能回復のために要する施設整備補修金を5カ年積み立てし、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行います。

(キ) 県単土地改良基礎調査事業

新規事業を実施するための事業計画書を作成します。

- ・新川東部地区、東陽白浜地区、秋田川地区、借当川沿岸地区

(ク) 機能保全計画策定業務 <明治川地区>

老朽化した排水路の機能診断を行い、施設の長寿命化のための機能保全計画を作成します。

イ 土地改良施設の水利権更新に係わる調査委託業務

(ア) 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）<東総地区>

受益者の調査や水利諸元の調査を行い、今後の計画変更に向けた調査資料の作成を行います。

(イ) 土地改良調査計画実施地区（県単）水利権<借当分水>

水利権更新に係わる河川協議資料作成を行います。

(2) 基幹事業の概要

ア 大利根用水事業

大利根用水事業（1次県営）は昭和10年に着工され戦中の資材不足も重なり、昭和25年に16年間を費やし笹川機場、大幹線、東西幹線が完成しました。

続いて一般県営用排水改良事業（2次県営）として支線の用水路6路線、排水路3路線の改修が昭和34年に着工し、昭和48年に完了しました。

この間各県営幹線の老朽化に伴い、国営事業として大利根用水農業水利事業が昭和45年着工、平成4年完成し、これに付帯する県営事業が昭和46年に着手し、平成12年に完成したところです。

現在、この完成した水利施設を有効に活用して、農地整備事業の完成、または実施中の地域を中心に農地中間管理事業と連携して農地利用集積を進め、生産性の高い中核農家や生産組織を育成し、高生産性農業の実現を目指しているところです。

なお、揚水機場3箇所、排水機場1箇所、用水路9.3km、排水路0.2km等の補修整備が、国営施設機能保全事業大利根用水地区として、平成26年度より令和5年度を目指して実施されています。



<笹川揚水機場>



<新川用排水機場>



<新宿揚水機場>

イ 東総用水事業

東総用水事業の事業区域は東総台地にひろがる畑地帯と台地に入込んだ谷津田及び利根川沿いの水田地帯等を含む2, 804haを受益地とし、2市1町におよぶ区域です。

この区域は畑地台地の用水源を天水と井戸水に依存していたため、しばしば干ばつの被害を受け、土地の生産性が低く大変苦勞していました。

このため、干ばつの被害農家から用水確保の気運が高まり、昭和45年から農業用水に水道用水を併せた多目的利水事業として、国が直轄調査を開始しました。

その結果、昭和52年に農業経営の安定と住民の環境衛生の向上を目的とした東総用水事業が発足し、黒部川から取水する笹川取水工や幹・支線水路及びファームポンドまでの基幹施設の建設を水資源機構が行い、昭和63年に完了しました。

その先は県営事業として、昭和55年～平成12年にかんがい排水事業、畑地帯総合整備事業、県営ほ場整備事業に着手し、平成17年度に一旦完了しました。

現在、水利権の更新を進めており、今後も農業情勢及び地域の整備要望に添いつつ、関連事業の推進により受益拡大に努めます。



<笹川取水工>

ウ 両総用水事業

利根川沿岸、栗山川沿岸及び九十九里平野に展開する水田の農業経営安定のために、昭和18年～昭和40年に造成し、完成した用水施設の老朽化に伴う更新事業で、基幹施設が平成5年から国営事業として実施され、平成26年度に完成し、地域の農業用水の安定供給と合理的な施設管理が行われています。

管内では借当川沿岸土地改良区及び吉田西部土地改良区が給水を受けており、匝瑳市のほか、横芝光町及び多古町の各一部も受益地となっています。

なお、借当川沿岸土地改良管内ではほ場整備の要望が高まっており、令和6年度以降の事業採択に向け、50～100ha程度の数ブロックのほ場整備を推進しています。



<借当川揚水機場>

エ 基幹水利施設の概要

事業名	関係市町村	工期	受益面積 (ha)	事業量	備考
大 利 根 用水事業	匝瑳市 (旧八日市場市) (旧野栄町) 旭市 (旧旭市)、 (旧干潟町)、 (旧海上町)、 (旧飯岡町) 東庄町 横芝光町 (旧光町)	S 4 5 ～ H 4	9,200	揚水機場 3 箇所 用水路 55.5km 排水機場 1 箇所 排水路 15.6km 貯水池 1 箇所	国 営
東総用水 事業	銚子市 旭市 (旧海上町) (旧飯岡町) 東庄町	S 5 2 ～ S 6 3	2,804	揚水機場 1 箇所 用水路 36.4km F.P. 加圧機場 18 箇所	水資源機構
両総用水 事業	匝瑳市 横芝光町 他 1 2 市町村	H 5 ～ H 2 6	17,970	揚水機場 5 箇所 用水路 88.9km 頭首工 1 箇所 樋 門 1 箇所 排水機場 1 箇所 排水路 5.9km	国 営
北総東部 用水事業	香取市 匝瑳市 (旧八日市場市) 旭市 (旧干潟町) 成田市 多古町 東庄町 神崎町	S 4 5 ～ S 5 5	4,272	揚水機場 3 箇所 用水路 41.6km 加圧機場 24 箇所	(独)水資源 機構 農地開発事業 飯塚地区は 海匝農業事務 所管内

5 大区画基盤整備課

(1) 基盤整備の促進

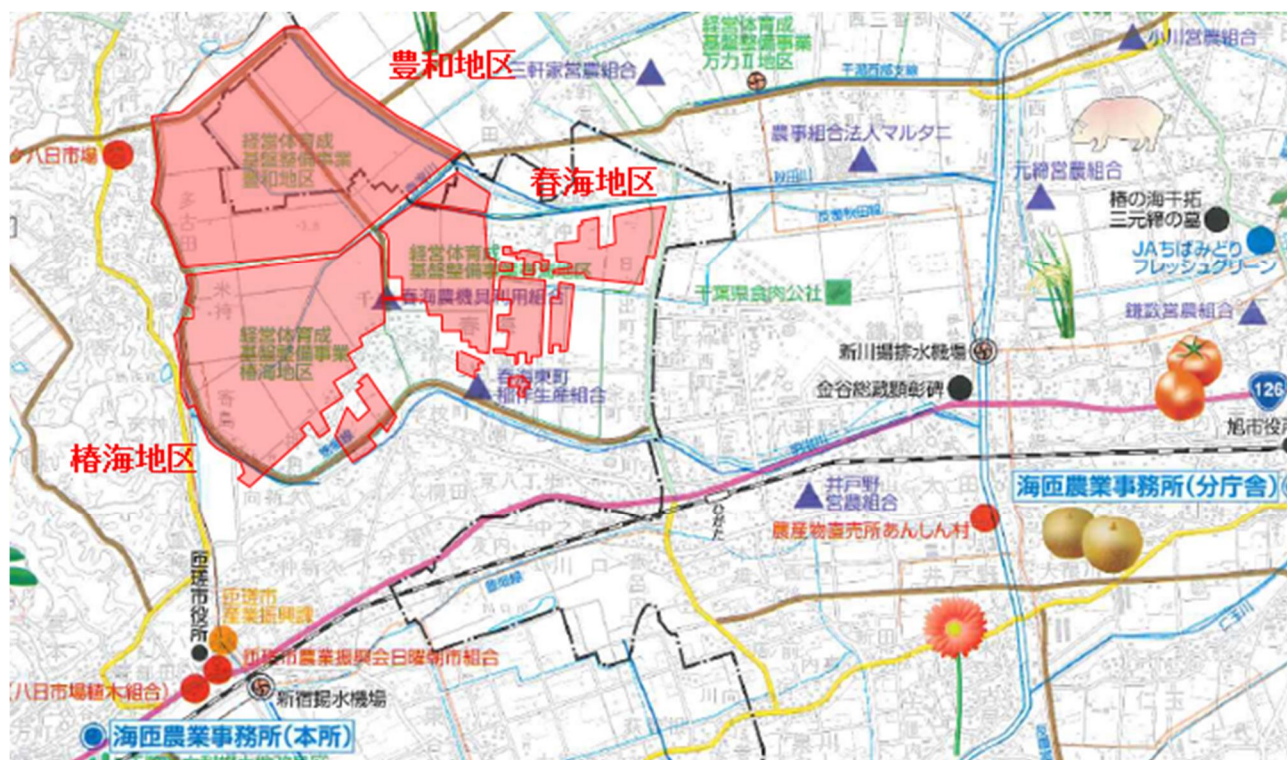
○ ほ場整備事業の実施

・経営体育成基盤整備事業	春海 地区・
・経営体育成基盤整備事業	椿海 地区・
・経営体育成基盤整備事業	豊和 地区・

広域農業緊急基盤整備促進事業干潟地区は、「干潟八万石」と呼ばれる平坦で広大な穀倉地帯であります。基幹的水利施設は「国営大根用水水利事業」により整備されていますが、昭和30年代から昭和40年前半にかけてほ場整備された「1反区画」の水田が大半を占めています。

このため、平成8年度に県内では初めて、干潟土地改良区管内の旧干潟町を中心に、旭市（旧旭市、旧海上町）、匝瑳市（旧八日市場市）、東庄町の2市1町にまたがる2,350haを対象に、経営体育成基盤整備事業9地区、かんがい排水事業1地区を対象事業とする広域農業基盤緊急整備促進計画の認定を受け、大区画によるほ場整備を中心として農地利用集積を進め、効率的かつ安定的な経営体による生産構造の確立を目指しています。

このうち平成20年度に清滝Ⅱ期地区326ha、22年度に東城神代地区83haと、万力地区450ha、23年度に東城神代Ⅱ期地区109ha、25年度に万才Ⅱ期地区339ha、28年度に万力Ⅱ期地区83haが完了し、令和5年度に事業実施中の地区は、春海地区125ha、椿海地区135ha、豊和地区166haです。



(2) 地区別概要

ア 経営体育成基盤整備事業 ^{はるみ}春海地区 事業概要

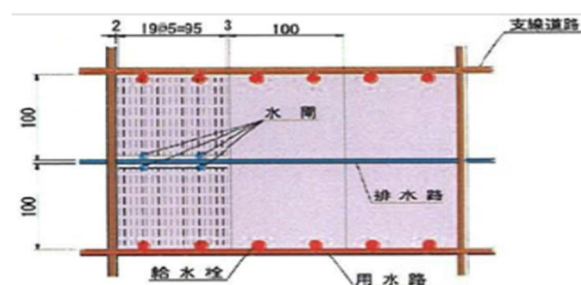
(ア) 目的 機械化営農技術の発展に即応して、農地等の区画形質の変更、ほ場条件などの整備を行うことによって農業生産性の向上を図り、大規模農業経営の担い手育成とその安定、地域農業の振興を図ります。

(イ) 事業概要

受益面積	124.9ha 水田(輪換耕地) 118.1ha 畑 6.8ha
工事工期	平成21年度から令和5年度
総事業費	3,048,120千円(負担割合:国50<55>%,県35%,市10%,地元5<0>%)
令和4年度まで	2,858,984千円(内、令和4年度 111,152千円) 区画整理 A=124.9ha 用水路工 L=18.3km 揚水機場 4箇所 暗渠排水 A=119.6ha
令和5年度	71,999千円(内、令和4年度繰越 19,999千円) 付帯工 1式、換地業務1式
進捗率	令和4年度まで 93.8%
事業概要	区画整理 124.9ha 道路工 19.1km 用水路工 18.3km 揚水機場4箇所・パイプライン 排水路工 14.1km 暗渠排水 118.7ha

※<>内は、旧干潟町区域

・担い手農家数 12名



< 標準区画割図 >

< 春海 第3揚水機場 >

イ 経営体育成基盤整備事業 ^{ちんかい} 椿海地区 事業概要

(ア) 目的 機械化営農技術の発展に即応して、農地等の区画形質の変更、ほ場条件などの整備を行うことによって農業生産性の向上を図り、大規模農業経営の担い手育成とその安定、地域農業の振興を図る。

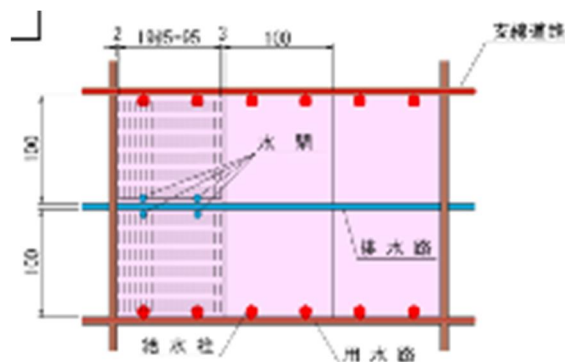
(イ) 事業概要

受益面積	135.0ha 水田(輪換耕地) 131.5ha 畑 3.5ha
工事工期	平成22年度から令和5年度
総事業費	3,188,348千円(負担割合:国50%,県35%,市10%,地元5%)
令和4年度まで	2,899,555千円(内、令和4年度 145,575千円) 区画整理 A=135.0ha 用水路工 L=14.3km、揚水機場 4箇所 排水路護岸 L=13.8km、暗渠排水 A=131.8ha
令和5年度	71,890千円(内、令和4年度繰越 32,890千円) 付帯工 1式、換地業務1式
進捗率	令和4年度まで 91.1%
事業概要	区画整理 135.0ha 道路工 19.4km 用水路工 14.3km 揚水機場4箇所・パイプライン 排水路工 13.9km 暗渠排水 131.8ha

・担い手農家数 6名 生産組織数 1農地所有適格法人



< 椿海 第4揚水機場 >



< 標準区画割図 >

ウ 経営体育成基盤整備事業 ^{とよわ} 豊和地区 事業概要

(ア) 目的 機械化営農技術の発展に即応して、農地等の区画形質の変更、ほ場条件などの整備を行うことによって農業生産性の向上を図り、大規模農業経営の担い手育成とその安定、地域農業の振興を図ります。

(イ) 事業概要

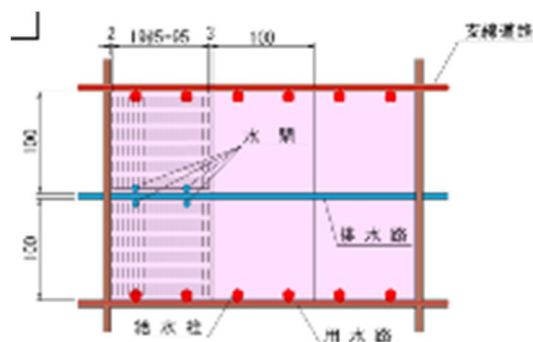
受益面積	165.8ha 水田(輪換耕地) 162.4ha 畑 3.4ha
工事工期	平成23年度から令和6年度 ※予定
総事業費	4,281,806千円 (負担割合:国50<55>%,県35%,市10%,地元5<0>%)
令和4年度まで	3,665,305千円 (内、令和4年度 351,236千円) 区画整理 A=165.9ha、用水路工 L=14.7km 排水路護岸 L=12.3km、揚水機場 5箇所、暗渠排水 58.5ha
令和5年度	558,903千円 (内、令和4年度繰越 92,189千円) 幹線道路工 L=1.2km、暗渠排水 A=106.1ha、換地業務 1式
進捗率	令和4年度まで 85.6%
事業概要	区画整理 165.8ha 道路工 16.2km 用水路工 16.8km 揚水機場5箇所・パイプライン 排水路工 13.1km 暗渠排水 164.6ha

※<>内は、旧干潟町区域

- ・担い手農家数 9名 生産組織数 2農地所有適格法人

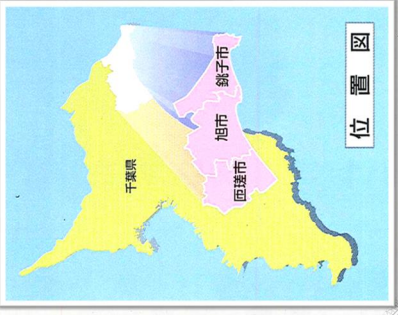


< 豊和 第5揚水機場 >



< 標準区画割図 >

令和5年度 農業農村整備事業 概要図



事業名	地区名	所在地	内容	R5年度 事業費(千円)	補助率
灌漑水利施設管理 事業(一般型)	① オオト子 大利根	旭市、匝瑳市、 東庄町	補助率 国30、県35、 2035	237,520	
灌漑水利施設管理 事業(特別型)	② オオト子 大利根	旭市、匝瑳市、 東庄町	国営大利根灌漑施設のうち、上記(灌漑水利、 国営灌漑施設管理)以外の施設の維持管理 120,000円 旭市、匝瑳市、 東庄町	25,246	
土地改良施設 管理事業	③ 奥地用水	東庄町	水渠構造改良のうち、幹線=8.2km、支線 15.5km、7~8*180所の維持管理	111,134	国50、県50
				34,875	補助率100
				408,775	計

市名	多面的機能支払交付金 対象農用地面積(a)		農地料支払 (円)	農地上支払 (共同活動) (円)
	田	畑		
旭市	2	0	7,202	1,440,400
匝瑳市	29	170,894	60,962	231,856
旭市	15	186,214	37,136	223,350
計	46	357,108	105,300	462,408

※組織数は、農数市に跨る活動組織にあっては事務所の有る市にカウントした。

事業名	地区名	所在地	工期	受益面積	R5年度	
					事業費(千円)	事業費(千円)
経営体形成	① 香海	旭市	H21~R5	124.9ha	3,045,120	52,000
高規格整備事業	② 香海	旭市	H22~R5	135.0ha	3,185,348	64,000
	③ 香海	旭市	H22~R7	125.9ha	3,424,400	60,000
	④ 香海	旭市	H23~R6	165.8ha	4,281,806	499,214
基幹水利施設 ストックマンズ システム事業	⑤ 香海	旭市	H26~R8	82.1ha	1,579,700	186,054
	⑥ 香海	旭市	H27~R7	129.9ha	742,300	180,000
	⑦ 香海	旭市	H29~R5	2,590ha	948,300	124,000
	⑧ 香海	旭市	H29~R5	2,590ha	1,617,000	213,350
					18,829,974	1,378,618

事業名	地区名	所在地	工期	受益面積	R5年度	
					事業費(千円)	事業費(千円)
基幹水利施設 ストックマンズ システム事業	⑨ 香海	旭市	H21~R5	124.9ha	3,045,120	52,000
	⑩ 香海	旭市	H22~R5	135.0ha	3,185,348	64,000
	⑪ 香海	旭市	H22~R7	125.9ha	3,424,400	60,000
	⑫ 香海	旭市	H23~R6	165.8ha	4,281,806	499,214
	⑬ 香海	旭市	H26~R8	82.1ha	1,579,700	186,054
	⑭ 香海	旭市	H27~R7	129.9ha	742,300	180,000
	⑮ 香海	旭市	H29~R5	2,590ha	948,300	124,000
	⑯ 香海	旭市	H29~R5	2,590ha	1,617,000	213,350
					18,829,974	1,378,618

【県営事業】

海匠農業事務所 基盤整備事業一覽表

(令和5年4月1日、千円単位、工雜事務費は除く、令和5年のみのソフト舎)

事業名	地区名	所在地	受益面積 ^{ha} 工期	全 体		R4年度		R4年度まで (R4補正等の繰越額は除く)		R5年度 ()R4から繰越で外敷 【】R4補正等で外敷		備 考	
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		
基幹水利施設ストックマネジメント 農業競争力強化基盤整備事業	オオアカワ 大布川 (排水機場)	横芝光町 (旧光町)	957ha H26～R8	ポンプ・ゲート改修 受電設備改修 放水路改修、上屋改修	1,579,700	ポンプ改修	143,957	ポンプ・ゲート改修 受電設備改修	748,073	上屋改修 放水路改修	(58,870) 186,054	関係改良区 大利根土地改良区	
基幹水利施設ストックマネジメント 農業競争力強化基盤整備事業	ノダ 野田 (排水機場)	匝瑳市	129ha H27～R6	ポンプ・ゲート改修 受電設備改修 放流工改修	742,300	ポンプ改修 受電設備改修 除塵設備改修	6,578	ポンプ改修 受電設備改修 除塵設備改修	345,817	ポンプ改修 放流工改修	180,000	関係改良区 大利根土地改良区	
基幹水利施設ストックマネジメント 農業競争力強化基盤整備事業	ニ体別リ 新堀川 (排水機場)	匝瑳市	821ha H28～R7	ポンプ・ゲート改修 受電設備改修 除塵設備改修	948,300	除塵設備改修	136,433	ポンプ改修 受電設備改修 除塵設備改修	551,080	ポンプ改修	124,000	関係改良区 大利根土地改良区	
広域営農団地農道整備事業 地方創生道整備推進交付金	トウワザイニキ 東総台地2期	鎌子市	2,590ha H29～R5	農道整備	1,898,500	舗装工	170,901	橋梁工1橋(107m) 舗装工	1,480,277	舗装工	837.9m	関係改良区 東総用水土地改良区	
経営体育成基盤整備 農山村地域整備交付金	ハルミ 春海	匝瑳市 旭市 (旧干潟町)	124.9ha H21～R5	区画整理	3,048,120	暗渠排水	111,152	区画整理	2,858,984	暗渠排水	119.6ha	関係改良区 干潟土地改良区	
経営体育成基盤整備 農業競争力強化基盤整備事業	チンカイ 榊海	匝瑳市	135.0ha H22～R5	区画整理	3,188,348	暗渠排水	91,575	区画整理	2,921,206	暗渠排水	131.8ha	関係改良区 大利根土地改良区	
経営体育成基盤整備 農業競争力強化基盤整備事業	イイオカブ 飯岡西部	旭市 (旧飯岡町)	125.9ha H22～R7	区画整理	3,436,400	暗渠排水	84,367	区画整理	3,347,967	暗渠排水	80.6ha	関係改良区 大利根土地改良区	
経営体育成基盤整備 農業競争力強化基盤整備事業	トヨワ 豊和	匝瑳市 旭市 (旧干潟町)	165.8ha H23～R6	区画整理	4,281,806	暗渠排水	351,236	区画整理	3,665,305	暗渠排水	106.1ha	関係改良区 干潟土地改良区 大利根土地改良区	
県営事業 計					19,123,474		1,096,199		15,918,709			(243,153) 【 77,500 】 1,301,518	令和5年度総額 1,822,171

【団体営事業】

事業名	地区名	所在地	受益面積 ^{ha} 工期	全 体		令和4年度		R4年度まで		令和5年度		備 考
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
農村地域防災減災事業	トウワザイニキ 東総台地2期	鎌子市	2,590ha R1、R4～6	橋梁耐震診断4橋 (7、8、9、10号橋梁)	27,500	橋梁耐震診断1橋 (8号橋梁)	5,720	橋梁耐震診断2橋 (7号、8号橋梁)	11,000	橋梁耐震診断1橋 (9号橋梁)	8,250	事業主体 鎌子市
農業水路長寿命化・防災減災事業	クマワカワ 玉浦川	旭市	12.2ha R3～R5	排水路(管排水路) L=349m	116,000	排水路(管排水路) L=134m	15,950	排水路(管排水路) L=134m	19,690	排水路(管排水路) L=215m	56,996	事業主体 旭市
水利施設等保全高度化事業	コトダ 琴田	旭市	16.2ha R5	機能診断及び保全計画 策定1式(L=422m)	8,000	—	—	機能診断及び保全計画 策定1式(L=422m)	—	—	8,000	事業主体 干潟土地改良区

【県営維持管理事業】

事業名	地区名	所在地	対象施設	R5 事業費	備考
基幹水利施設管理事業 (一般型)	オホネ 大利根	東庄町 旭市、匝瑳市	新川、新川、新沼湯水機場 大幹線、西幹線の内16.372m	237,520	関係改良区 大利根・干潟
基幹水利施設管理事業 (特別型)	オホネ 大利根	旭市	新川排水機場	25,246	関係改良区 大利根・干潟
土地改良施設管理事業	オホネ 大利根	東庄町 旭市、匝瑳市	同僚大利根造成施設の内、基幹水利 施設、国営造成管理以外の施設	111,134	関係改良区 大利根・干潟
土地改良施設管理事業	トウワザイ 東総用水	鎌子市、旭市 東庄町	水機場造成施設の内、幹線8.2km、 支線15.5km、FP18分所	34,875	関係改良区 東総用水

[参考資料]

1 農業産出額（令和3年）

(千万円)

市名	農業産出額	耕種				畜産				加工農産物			
		計	米	野菜	果実	花き	その他作物	計	肉用牛		乳用牛	豚	鶏
銚子市	1,949	1,398	41	1,339	3	9	6	550	144	133	87	187	-
旭市	4,481	2,023	292	1,494	19	x	x	2,458	229	126	1,714	372	16
匝瑳市	1,244	633	242	242	0	72	77	611	120	106	161	217	7
海匠計	7,674	4,054	575	3,075	22	x	x	3,619	493	365	1,962	776	23
県内シェア(%)	22.1	17.1	12.3	24.0	2.2	/	/	33.1	46.1	14.2	49.9	23.8	20.9
構成比(%)	100.0	52.8	7.5	40.1	0.3	/	/	47.2	6.4	4.8	25.6	10.1	0.3
県(億円)	3,471	2,375	466	1,280	101	187	341	1,094	107	257	393	326	11

記号の説明

「0」：単位に満たないもの
 (例：0.4千万円⇒0千万円)

「-」：事実のないもの

「X」：個人又は法人等の秘密

保護のため、非公表のもの

※表示単位未満を四捨五入しているため計と内訳が一致しない場合がある。(下表も同じ)

※海匠計は3市の合計値

※各市農業産出額「令和3年市町村別農業産出額(推計)(農林水産省)」、県農業産出額「農林水産統計」、市町村別農業産出額の全市町村計と県農業産出額は一致しない。

海匠地域農業産出額の推移

(千万円)

年産	農業産出額	耕種				畜産				加工農産物			
		計	米	野菜	果実	花き	その他耕種	計	肉用牛		乳用牛	豚	鶏
H27	9,310	5,247	695	4,102	18	160	272	4,063	338	337	2,156	1,217	17
H28	9,966	5,872	832	4,602	21	162	255	4,094	415	351	2,194	1,120	14
H29	9,915	5,555	903	4,247	20	157	228	4,360	434	340	2,402	1,169	15
H30	8,690	4,812	894	3,510	17	166	236	3,878	482	338	2,016	1,023	19
R元	8,439	4,352	829	3,077	26	x	x	4,087	450	379	2,203	1,029	26
R2	8,454	4,476	782	3,280	24	x	x	3,978	430	362	2,230	934	23
R3	7,674	4,054	575	3,075	22	x	x	3,619	493	365	1,962	776	23

※「市町村別農業産出額(推計)」農林センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果(農林水産省)

千葉県農業産出額の推移

(億円)

年産	農業 産出額	耕										種						畜						加工 農産 物	全国 順位
		計	米	麦類	雑穀 豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸 農作物	種苗・ 苗木類 その他	計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他 畜産物								
H27	4,405	3,052	567	1	98	230	1,749	166	186	8	47	1,350	65	264	490	519	11	4	4						
H28	4,711	3,354	666	1	101	235	1,927	185	187	8	43	1,354	82	283	499	481	9	3	4						
H29	4,700	3,265	732	1	91	204	1,829	179	183	8	38	1,432	95	276	546	506	9	3	4						
H30	4,259	2,969	728	0	101	198	1,546	157	193	7	39	1,287	98	274	458	446	12	3	4						
R元	3,859	2,609	689	x	74	207	1,305	114	174	6	x	1,248	100	269	442	425	12	12	4						
R2	3,853	2,657	641	1	82	245	1,383	111	161	5	30	1,194	94	255	447	388	11	2	4						
R3	3,471	2,375	466	1	93	215	1,280	101	187	5	26	1,094	107	257	393	326	11	2	6						

2 主要農作物作付面積

(1) 水稻(子実用)作付面積、収穫量等(令和3年産) (単位: ha、kg、t)

区分	銚子市	旭市	匝瑳市	海匝地域	千葉県	海匝割合	地域順位
作付面積	438	2,870	2,400	5,708	47,700	12.0%	4
10a当収量	554	573	574	570	544		1
収穫量	2,430	16,400	13,700	32,530	259,500	12.5%	4

農林水産統計「作物統計」

(2) 野菜作付面積、収穫量、出荷量(令和3年産) (単位: ha、t)

品目名	区分	銚子市	旭市	匝瑳市	海匝計	千葉県	割合
1 春だいこん	作付面積	444	64	…	508	589	86.2%
	収穫量	25,200	3,630	…	28,830	34,856	82.7%
	出荷量	24,700	3,350	…	28,050	33,736	83.1%
2 秋冬だいこん	作付面積	502	75	…	577	913	63.2%
	収穫量	37,100	5,700	…	42,800	63,690	67.2%
	出荷量	33,500	5,080	…	38,580	57,700	66.9%
3 春キャベツ	作付面積	942	65	…	1,007	1,031	97.7%
	収穫量	43,300	2,990	…	46,290	47,470	97.5%
	出荷量	41,600	2,750	…	44,350	45,470	97.5%
4 冬キャベツ	作付面積	895	86	…	981	1,043	94.1%
	収穫量	42,100	3,700	…	45,800	48,680	94.1%
	出荷量	40,400	3,530	…	43,930	46,670	94.1%
5 冬レタス	作付面積	…	82	…	82	191	42.9%
	収穫量	…	1,530	…	1,530	3,362	45.5%
	出荷量	…	1,480	…	1,480	3,123	47.4%
6 春ねぎ	作付面積	…	8	6	14	103	13.6%
	収穫量	…	288	216	504	3,136	16.1%
	出荷量	…	268	200	468	2,932	16.0%
7 秋冬ねぎ	作付面積	…	21	37	58	445	13.0%
	収穫量	…	487	1,040	1,527	10,620	14.4%
	出荷量	…	406	937	1,343	9,692	13.9%
8 冬春きゅうり	作付面積	…	102	6	108	127	85.0%
	収穫量	…	12,800	770	13,570	15,089	89.9%
	出荷量	…	12,300	739	13,039	14,494	90.0%
9 冬春トマト	作付面積	10	39	9	58	112	51.8%
	収穫量	720	2,810	648	4,178	8,097	51.6%
	出荷量	677	2,640	612	3,929	7,632	51.5%
10 夏秋トマト	作付面積	35	58	9	102	301	33.9%
	収穫量	1,540	2,550	298	4,388	11,452	38.3%
	出荷量	1,460	2,420	283	4,163	10,511	39.6%

農林水産統計「野菜生産出荷統計」

※指定野菜について、野菜指定産地に包括されている市町村を調査した結果。属地統計。

3 家畜飼養数（令和2年）

（頭・千羽）

市名	乳用牛			肉用牛			豚			採卵鶏			ブロイラー		
	飼養経営 体数	頭 数	1経営体当 り頭数	飼養経営 体数	頭 数	1経営体当 り頭数	飼養経営 体数	頭 数	1経営体当 り頭数	飼養経営 体数	成鶏めす 羽数(千羽)	1経営体 当り羽数 (千羽)	出荷経営 体数	出荷羽数 (千羽)	1経営体 当り羽数 (千羽)
銚子市	8	1,346	168	15	X (4,567)	X	7	12,680	1,811	7	1,008	144	-	-	-
旭市	22	1,259	57	33	X (7,150)	X	52	249,202	4,792	13	1,673	129	2	X (659)	X (330)
匝瑳市	9	1,109	123	10	3,752 (5,074)	X	15	23,222	1,548	10	1,169	117	-	-	-
海匠地域	39	3,714	95	58	X (16,791)	X	74	285,104	3,853	30	3,850	128	2	X (659)	X (330)
千葉県	456	26,931	59	365	41,003 (36,924)	80	205	575,219	2,806	162	13,365	83	12	4,197 (2,930)	350
海匠割合	8.6%	13.8%		15.9%	- (45.5%)		36.1%	49.6%		18.5%	28.8%		16.7%	- (22.5%)	
県内順位	7	-		2	- (1)		1	-		2	-		2	- (1)	

2020年農林業センサス。但し肉用牛及びブロイラーの頭羽数は一部非公表のため、（）内にそれぞれ2010年及び2015年の農林業センサスの数値を記載した。

(参考) 主要指標に係る項目の解説

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。																						
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。																						
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。																						
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。																						
農業経営体	<p>農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>(1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業</p> <table border="0"> <tr><td>①露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr> <tr><td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 m²</td></tr> <tr><td>③果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr><td>④露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr><td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 m²</td></tr> <tr><td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr><td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr><td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr><td>⑪その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> <p>(3) 農作業の受託の事業</p>	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350 m ²	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250 m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 a																						
②施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③果樹栽培面積	10 a																						
④露地花き栽培面積	10 a																						
⑤施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。																						
基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。																						

世帯員の就業状態区分		農業との関わり		
		農業にのみ従事	農業とその他の両方に従事	
	農業が主		その他が主	
普段の主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者	農業従事者	
	その他 (家事、通学等)	農業就業人口		